



法制審議会 家族法制部会 第29回会議 発言参考資料 協議離婚に関する実態調査結果（参考資料2-1）を参考に

2023年7月18日

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

武田 典久





別居前の父母の話合いに関して

No	質問内容	した	していない	全体
Q17	別居をする前に、離婚した相手と話合いをしましたか	285 66.3	145 33.7	430 100.0

No	質問内容	DVや虐待により余裕がなかった	話をするのが危険	話しをすることがイヤだった	取決についての知識がない	相手が応じない	突然出ていった/追い出された	その他	全体
Q19	別居をする前に、話合いをしなかった理由	6 4.1	6 4.1	55 37.9	6 4.1	19 13.1	49 33.8	4 2.8	145 100.0

①

②

本来、子の立場に立ち帰って話し合いをすべきではないか

父母の話合いもなく子どもへの説明、意思の把握ができるのか（Q23他）

- ・①に属する合計8.2%のケースでは、「養育費の取り決めが困難なケース」として整理していく方向となる。
- ・②に属する88.9%のケースを「一定の期間の経過等の要件のみで法定養育費を請求できる」とした場合、本来、取決めができる可能性がある父母が、かえって別居・離婚前の取り決めをしなくなる懸念もあると思われる。



別居前の父母の話合いで合意できたか

No	次の事項に関して合意できたか	合意できた	合意できなかった	話し合っていない	全体
Q18-1	別居すること	207 72.6	54 18.9	24 8.4	285 100.0
Q18-2	子どもとの同居者	196 68.8	52 18.2	37 13.0	285 100.0
Q18-3	別居中の生活費	144 50.5	70 24.6	71 24.9	285 100.0
Q18-4	同居しない親との面会	110 38.6	67 23.5	108 37.9	285 100.0
Q18-5	離婚すること	167 58.6	85 29.8	33 11.6	285 100.0
Q18-6	離婚後の親権者	168 58.9	57 20.0	60 21.1	285 100.0
Q18-7	離婚後の養育費	147 51.6	73 25.6	65 22.8	285 100.0
Q18-8	財産分与	113 39.6	68 23.9	104 36.5	285 100.0

- ・合意できなかった事項の一位が財産分与、二位が面会交流であり、40%にも満たない。
少なくとも別居時点で別居すること、子どもと暮らす同居者（居所含む）、別居中の生活費、同居しない親との面会に関しては子の利益から合意しておくべきと考える。
- ・別居前の父母の合意に対する支援が求められる。



養育費の取り決め、履行、中断

No	質問内容	決めていない	口約束で決めた	書面で決めた	公正証書で決めた	裁判所の調停	裁判所が決めた	全体
Q41-1	離婚した相手との間で養育費に関して取り決めたか	215 21.5	315 31.5	206 20.6	234 23.4	26 2.6	4 0.4	1000 100.0

合計470件
書面以上の合意があるケースでは定期的に支払いがなされているのではない

No	質問内容	定期的にあった	不定期にあった	当初はあったが途絶えた	当初はなかったがしばらくしてあった	まったくなかった	全体
Q41-2	取決め後に実際に支払いはあったか	514 65.5	60 7.6	71 9.0	14 1.8	126 16.1	785 100.0

厚労省調査同様、「関わりたくない」がトップ。改善の余地があるのではない

No	質問内容 ※複数回答	取決め交渉がわずらわしい	交渉をしたがまとまらなかった	交渉中又は交渉予定	相手と関わりたくなかった	養育費の制度を知らない	同居親の収入で問題ない	子どもを引き取った方が負担する	非同居親に支払う意思がないと思った	非同居親に支払い能力がないと思った	身体的・精神的暴力	その他	全体
Q43	養育費を取り決めなかった理由	62 28.8	17 7.9	9 4.2	82 38.1	3 1.4	14 6.5	20 9.3	25 11.6	31 14.4	14 6.5	16 7.4	215 100.0

No	質問内容 ※複数回答	子どもとの面会交流が実施されない	養育費が子どものために使われるか不信	同居親の希望がなかった	支払うお金がなかった	支払いたくなかった	非同居親の再婚	同居親の再婚	子どもを育てる親が責任をもつべき	その他	わからない	全体
Q52	養育費を取り決めがあつたのに途絶えた理由	10 14.1	8 11.3	3 4.2	25 35.2	27 38.0	6 8.5	3 4.2	2 2.8	9 12.7	4 5.6	71 100.0

・徴収の重要性を否定するものではないが、何よりも父母の話し合いを促進し、合意形成を円滑にするための規律、支援が必要なのではないか



親子交流（面会交流）の取り決め、履行、中断

合計385件
書面以上の合意があっても履行
されないケースが多い

No	質問内容	決めていない	口約束で決めた	書面で決めた	公正証書で決めた	裁判所の調停	裁判所が決めた	全体
Q41-2	離婚した相手との間で面会交流に関して取り決められたか	290 29.0	325 32.5	170 17.0	194 19.4	18 1.8	3 0.3	1000 100.0

No	質問内容	定期的にあった	不定期にあった	当初はあったが途絶えた	当初はなかったがしばらくしてあった	まったくなかった	全体
Q41-2	取決め後に実際に交流はあったか	268 37.7	156 22.0	97 13.7	38 5.4	151 21.3	710 100.0

厚労省調査同様、「関わりたくない」がトップ。二位は「取決めなくとも交流はできる」。

No	質問内容 ※複数回答	取決めをなくとも交流できる	非同居親が希望しない	交渉中又は交渉予定	相手と関わりたくなかった	面会交流の制度を知らない	子どもが会いたがらない	養育費を支払わなかったから	面会交流が子のためにならない	連れ去りや虐待の可能性	身体的・精神的暴力、虐待	親族の反対	その他	全体
Q47	面会交流を取り決めなかった理由	86 29.7	15 5.2	19 6.6	110 37.9	19 6.6	22 7.6	19 6.6	36 12.4	11 3.8	3 1.0	11 3.8	19 6.6	290 100.0

No	質問内容 ※複数回答	離婚した相手と関わりたくなかった	面倒くさかったから	面会交流の約束が守られなかった	忙しく時間がなかった	親族が反対した	非同居親が求めてこなかった	同居親の再婚して何も言っていない	非同居親の暴力・虐待	第三者による支援を受けられない	養育費を支払わなかった	子どもが会いたがらなかった	子どもが忙しい	面会交流によって子どもが不安定に	同居親の反対	その他	全体
Q55	面会交流の取り決めがあったのに途絶えた理由	42 43.3	8 8.2	17 17.5	10 10.3	5 5.2	10 10.3	2 2.1	1 1.0	3 3.1	15 15.5	12 12.4	3 3.1	2 2.1	2 2.1	16 16.5	97 100.0

・取決め的重要性を否定するものではないが、親子交流に関しては、履行確保の方策が重要ではないか